

第2回
介護予防・日常生活支援総合事業
事業者説明会

【事業概要・指定手続編】

平成29年1月25日(水)

津山市環境福祉部高齢介護課

総合事業の移行時期

		平成29年			平成30年		
		3月	4月 総合事業開始	5月	2月	3月	4月
H29.4.1以降新規事業対象者 ・新規要支援認定者							
更新者	H29.4.1 更新	← - - - - - →	更新				→
	H29.5.1 更新	← - - - - - →	← - - - - - →	更新			→
	H30.3.1 更新	← - - - - - →	← - - - - - →	← - - - - - →	← - - - - - →	更新	→

予防給付 ← - - - - - → 総合事業 →

新規事業対象者・新規要支援認定者

平成29年4月1日以降の申請時又は「事業対象者となった時」から総合事業を利用

更新時期に「要支援認定更新をした方」又は「認定更新を行わず基本チェックリストにより事業対象者となった方」

平成29年4月1日以降の「要支援認定更新時」又は「事業対象者となった時」から総合事業を利用

介護予防・生活支援サービス（訪問型サービス）

類型	現行相当サービス	訪問型サービスB （住民主体による支援）	訪問型サービスC （短期集中予防サービス）
サービス名称	介護予防 訪問サービス	生活援助型 訪問サービス	専門職 訪問サービス
サービス内容	現行の介護予防訪問介護のサービスを基準とし、訪問介護員等が身体介護や生活支援サービスを提供	現行の介護予防訪問介護の対象となるサービスから身体介護を除いたものを、一定の講習を受講した者により提供	リハビリ専門職の日常生活動作の改善支援や環境調整、歯科衛生士による口腔ケア改善指導、栄養士等による栄養改善指導で、生活機能の改善を図る
実施方法	事業所指定	—	専門職の派遣
基準等	現行の基準と同様	—	—

介護予防・生活支援サービス（通所型サービス） 概要

類型	現行相当サービス	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス名称	介護予防 通所サービス	生活援助型 通所サービス	自立支援型 通所サービス
サービス内容	食事等の日常生活上の支援 及び機能訓練（現行の介護 予防通所介護と同様）	体操やレクリエーション 等によるサービスを中心 として提供 1回3時間以上	ADL・IADL改善に特化し、 個別プログラムによる機能訓練 を期間を定め実施 1回3時間以内
実施方法	事業者指定	事業者指定	委託
基準等	現行の基準と同様	現行の基準から人員・ 設備基準の一部を緩和	市が開催する講習を受講済 みの機能訓練指導員による 機能訓練の実施

介護予防・生活支援サービス（通所型サービス） 人員基準

類型	現行相当サービス 現行の基準と同様	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス名称	介護予防 通所サービス	生活援助型 通所サービス	自立支援型 通所サービス
管理者	常勤・専従 1人以上 (1)	常勤・専従 1人以上 (1)	常勤・専従 1人以上 (1)
生活相談員	専従 1 以上	不要	不要
看護職員	専従 1 以上 (2)	不要	不要
介護職員	～15人：専従1以上 15人を超える部分の 利用者1人につき0.2以上	専従 1 に必要数を加えた数	専従 1 に必要数を加えた数
機能訓練 指導員	1 以上	不要	専従 1 以上 (3)

下線部が現行の基準と異なる箇所となります。

- 1 支障がない場合、当該事業所の他の職務または同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能。
- 2 10人以下の場合は、不要とすることができる。
- 3 現行の機能訓練指導員の資格を有する者であって、市の開催する講習を受講済みであること。
また、毎回、この機能訓練指導員によるサービス提供（機能訓練）が必要。

『自立支援型通所サービス』の機能訓練指導員に必要な講習は、平成29年3月に開催予定です。（所要時間：約2時間）
詳細は後日、（介護予防）通所介護の指定事業所（地域密着型通所介護含む）に案内を送付するほか、津山市ホームページでお知らせいたします。

介護予防・生活支援サービス（通所型サービス） 設備・運営基準

類型	現行相当サービス 現行の基準と同様	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス名称	介護予防 通所サービス	生活援助型 通所サービス	自立支援型 通所サービス
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食堂及び機能訓練室 (3㎡×利用定員以上) ・ 静養室 ・ 相談室 ・ 事務室 ・ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ・ その他必要な設備及び備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供に必要な場所 (3㎡×利用定員以上) ・ 静養、事務に必要な場所 ・ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ・ その他必要な設備及び備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供に必要な場所 (3㎡×利用定員以上) ・ 静養、事務に必要な場所 ・ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ・ その他必要な設備及び備品
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別サービス計画の作成 ・ 重要事項等の説明、同意 ・ 提供拒否の禁止 ・ 秘密保持等 ・ 事故発生時の対応 等 		<p>必要な項目については、委託契約の中で規定</p>

事業者指定により実施する事業のサービス提供事業者

事業者指定により実施する事業のうち、【介護予防訪問サービス】【介護予防通所サービス】は『みなし指定を受けている事業者』又は『津山市から総合事業の指定を受けた事業者』がサービス提供事業者となります。

【生活援助型通所サービス】は『みなし指定』の対象ではないため、サービス提供事業者となるには津山市から『総合事業の指定』を受ける必要があります。

(「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ & A【9月30日版】第7の問4)

みなし指定事業所

市町村・事業者の事務負担を軽減するため、平成27年3月31日時点で都道府県知事等の指定を受けていた『介護予防訪問介護』と『介護予防通所介護』の事業所は、特別の申し出を行っていない場合、指定申請の手続きなしで、現行相当サービスの事業者指定を受けたものとみなされています。

「みなし指定」の有効期間は、平成30年3月31日まで（市町村により例外あり）とされており、この有効期間中は、全市町村に効力が及びます。

みなし指定有効期間満了後（平成30年4月以降）も事業を継続する場合には、それぞれの市町村から総合事業の指定の更新を受ける必要があります。この更新により指定を受けた場合、それぞれの市町村域の範囲内で指定の効力が及びます。

住所地特例対象者等に対するサービス提供

住所地特例対象者に対する総合事業については、居住する施設が所在する市町村（以下、施設所在市町村という。）が行います。したがって、他市町村の被保険者であっても、津山市に施設がある住所地特例対象者については、津山市の総合事業のサービスを提供します。

津山市が指定した事業者によるサービス提供

住所地特例とは

介護保険施設等に入所することにより、施設の所在地に市町村の区域を超えて住所を移転した被保険者は、引き続き従前の市町村（住所移転前に保険者であった市町村）の被保険者とする特例。

住 所	保険者	住所地特例	総合事業
津山市	津山市	非該当	津山市
津山市	A町	該当	津山市
A町	津山市	該当	A町
A町	A町	非該当	A町

一方で、住所・保険者共に他市町村である利用者に対しての総合事業のサービス提供は、他市町村の総合事業として行うこととなります。

他市町村が指定した事業者によるサービス提供

「みなし指定」の有効期間後は、他市町村に対して指定の更新申請が必要

みなし指定の有効期間は平成30年3月31日までとされていますが、市町村によっては短縮されている場合もあるため、それぞれの市町村に確認してください。

各種手続きについても、それぞれの市町村に確認してください。

事業開始前の準備（指定申請）

（１）指定申請の受付期間等

受付開始日 平成29年2月20日（月）

審査期間 申請後、概ね1ヶ月程度（事前協議期間は含まず）
書類の不備等があれば指定が遅れる場合もあります。

申請期限 サービス開始予定日の属する月の2ヶ月前の月末
平成29年4月1日の指定が必要な場合は、平成29年2月28日（火）

指定日 平成29年4月1日以降

事前協議 指定が必要な各種サービスを新規開設する事業者については、申請前に事前協議を行ってください。
（事前に高齢介護課に連絡のうえ、日程調整を行ってください。）

有効期間 6年間

上記の事業者指定のスケジュール等については、現時点での予定です。詳細は、後日、市ホームページに掲載するのでご確認ください。

指定申請の手続きは、「みなし指定を受けていない場合」「新規参入する場合」「生活援助型通所サービスを開始する場合」に必要となります。

「みなし指定」を受けており、介護予防訪問（通所）サービス【現行相当サービス】のみ実施する場合は、手続き不要です。
平成30年4月以降もサービスを継続する場合は、更新申請が必要です。

事業開始前の準備（指定申請）

（２）休止・廃止及び再開、各種変更の届出について

現在の手続きと同様に、事業を休止・廃止する場合や、指定内容に変更が生じた場合、届出が必要となります。

休止・廃止の場合：１ヶ月前までに届出

変更の場合：変更後１０日以内に届出

加算等の算定の変更：毎月１５日以前に届出があった場合は翌月から、
１６日以降に届出があった場合は、翌々月からとなります。

（３）各種様式

現在準備中のため、２月中旬までには市ホームページに掲載します。

なお、必要な添付書類は「介護予防訪問介護（県）」「地域密着型通所介護（市）」の指定申請等に必要なもの程度とする予定です。

（４）提出先

津山市環境福祉部社会福祉事務所 高齢介護課

事業開始前の準備（指定申請）

指定手続き一覧

指定を受けるサービス	事業者区分	指定手続
介護予防サービス （現行相当サービス）	平成27年3月31日において介護予防訪問 （通所）介護の指定を受けていた事業者	指定を受けたとみなされており、手続き不要。 ただし、平成30年4月1日以降も引き続きサービス提供を行う場合は、指定更新が必要
	平成27年4月1日以降に新規開設した 事業者 （みなし指定の対象でない事業者）	市の指定を受ける必要あり
生活援助型 通所サービス （基準緩和）	生活援助型通所サービス提供を行う 全ての事業者	市の指定を受ける必要あり

事業開始前の準備（定款の変更）

（１）みなし指定事業者

- ・介護予防訪問（通所）サービス【現行相当サービス】のみを提供する場合は、平成30年3月末までに定款の変更が必要
- ・「生活援助型通所サービス」を新たに提供する場合は、指定申請時に定款が変更されている必要があります。

（２）みなし指定を受けていない事業者

- ・総合事業の指定申請時に定款が変更されている必要があります。

現行相当サービスのみ実施する事業者にあつては、定款に老人福祉法に基づく「老人居宅介護等事業」「老人デイサービス事業」と規定している場合、変更の必要はありません。
逆に、上記のとおり規定されていても、「生活援助型通所サービス」を提供する事業者にあつては、定款の変更が必要となります。

- （１）（２）ともに、定款の変更にあたっては、事業所において各所轄官庁に確認をしてください。
（株式会社や有限会社等の営利法人の場合、所轄官庁はありません。）

事業開始前の準備（運営規程・契約書等の変更）

総合事業のサービスを提供する全ての事業所（みなし指定事業所を含む）において、運営規程、契約書、重要事項説明書等の作成又は変更が必要です。

総合事業のみ独立したものを作成しても、既存の運営規程等を修正して一体のものとして作成しても、どちらでも構いませんが、契約書や重要事項説明書については、特に利用者等に提供されるサービスの内容、その他契約の内容などについて、誤解の生じない記載方法となるよう注意する必要があると考えます。

既存の運営規程を修正する形で変更する場合は、変更届提出の対象となります。
変更後10日以内に変更届の提出が必要です。（契約書、重要事項説明書は変更届の対象外です。）

介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定を受けている事業所は、岡山県への提出です。
地域密着型通所介護の指定を受けている事業所は、津山市高齢介護課へご提出ください。

重要事項の説明等については、従来の運営基準と同じく、サービスの提供の開始に際しては、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について、利用申込者の同意を文書により得る必要があります。

契約書等については、改めて取り交わすことが適当と考えます。しかしながら、提供されるサービスの内容、その他契約の内容について、誤解が生じないようであれば、覚書等を取り交わすといった対応でも差し支えないものと考えます。
いずれの方法によるかについては、それぞれの事業所において判断してください。

事業開始前の準備（定款等の例示）

定款

現 行	変 更 例
介護予防訪問介護	介護予防訪問介護又は介護保険法に基づく第1号訪問事業
介護予防通所介護	介護予防通所介護又は介護保険法に基づく第1号通所事業

運営規程、契約書、重要事項説明書

現 行	変 更 例
介護予防訪問介護	介護予防訪問介護又は介護保険法に基づく第1号訪問事業（津山市介護予防訪問サービス）
介護予防通所介護	介護予防通所介護又は介護保険法に基づく第1号通所事業（津山市介護予防通所サービス）
	介護予防通所介護又は介護保険法に基づく第1号通所事業（津山市生活援助型通所サービス）

これらは例示であって、この文面案により生じた損害等を津山市が負担するものではありません。

平成30年3月末まで「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」を実施する場合も考えられるので、これらを削除しないでください。

報酬請求について

- ◆従来の介護予防訪問（通所）介護は、基準・単価等を同一のもので、現行相当の訪問（通所）サービス（「介護予防訪問サービス」「介護予防通所サービス」）として実施します。ただし、**請求コードが異なることに注意が必要**です。
- ◆従来のサービスに加えて、**緩和した基準によるサービス（「生活援助型通所サービス」）**を実施します。これまでの説明のとおり、基準・内容・単価は現行のものと異なり、**請求コードも新設**します。
- ◆地域単価については、提供するサービスにより異なります。

サービスコードについて

現在、総合事業のサービスコードについて整理中のためお示しできていませんが、2月中には市HPに掲載予定ですので、ご了承ください。

	訪問サービス	通所サービス	地域区分単価	報酬単価
予防給付	予防給付のコード	予防給付のコード	事業所所在地の地域区分単価	国が定める単位数 × 地域区分単価
介護予防（みなし）	A 1	A 5	事業所所在地の地域区分単価	国が定める単位数 × 地域区分単価
介護予防（みなし以外）	A 2 （介護予防）	A 6 （介護予防）	津山市の地域区分単価	津山市が定める単位数 × 地域区分単価
生活援助型	—	A 6 （生活援助型）	津山市の地域区分単価	津山市が定める単位数 × 地域区分単価

報酬請求について

- ◆平成29年4月以降、認定更新等により順次、総合事業に移行していきます。利用者により、「予防給付」から「総合事業」に切り替わる時期が異なるため、注意が必要です。
- ◆介護予防訪問（通所）サービス（現行相当サービス）についても、みなし指定を受けているか否かでサービスコードが異なります。
- ◆津山市のように認定更新等により順次総合事業に移行していく市町村が多いと思いますが、市町村によっては「全員一斉に切り替わる」「希望する利用者から移行する」も可能であるため、他市町村の利用者については、それぞれの市町村に移行の仕方を確認してください。

	訪問サービス	通所サービス	地域区分単価	報酬単価
予防給付	予防給付のコード	予防給付のコード	事業所所在地の地域区分単価	国が定める単位数 × 地域区分単価
介護予防（みなし）	A 1	A 5	事業所所在地の地域区分単価	国が定める単位数 × 地域区分単価
介護予防（みなし以外）	A 2 （介護予防）	A 6 （介護予防）	津山市の地域区分単価	津山市が定める単位数 × 地域区分単価
生活援助型	—	A 6 （生活援助型）	津山市の地域区分単価	津山市が定める単位数 × 地域区分単価

報酬請求について

		平成29年			平成30年		
		3月	4月 総合事業開始	5月	2月	3月	4月
H29.4.1以降新規事業対象者 ・新規要支援認定者							
更新者	H29.4.1 更新	← - - - - - →	更新				
	H29.5.1 更新	← - - - - - →	← - - - - - →	更新			
	H30.3.1 更新	← - - - - - →	← - - - - - →	← - - - - - →	← - - - - - →	更新	

予防給付 ← - - - - - → 総合事業 →

認定有効期間 H28.5.1～H29.4.30の場合

H29.4.30まで：予防給付のコードで請求

H29.5. 1から：みなし事業者 A 1 , A 5
 みなし以外 A 2 , A 6

H30.4. 1から：全事業者 A 2 , A 6 (みなし指定の有効期間が終了)

津山市介護予防・日常生活支援総合事業についてのQ & A

国Q & A：介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案についてのQ & A などの国から発出されたQ & A

ガイドライン：介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン

1 サービス基準

問1

通所介護（介護給付）・介護予防通所サービス（現行相当）・生活援助型通所サービス（基準緩和）・自立支援型通所サービス（短期集中）について、一体的にサービスを提供することは可能か？

答1

通所介護（介護給付）・介護予防通所サービス（現行相当）・生活援助型通所サービス（基準緩和）については、一体的に提供することが可能である。

介護サービス事業者が、要支援者等と要介護者とを一体的にサービスを提供することが想定されており、要介護者に対する介護給付の基準について、緩和策が設けられている。（参考：ガイドラインP.103，104）

ガイドラインでは、現行相当と一体的に行う場合には、「現行相当の基準を満たすことをもって、給付の基準を満たす」こととされており、基準緩和と一体的に実施する場合は、「プログラム等を分けるなど、要介護者への処遇に影響を与えないことを前提に要支援者等については総合事業の基準による人員配置等を可能とする」とされている。

一方で、短期集中については、国のQ & Aにより「通所介護の運営基準を遵守した上で、指定通所介護等に支障がない範囲で、指定通所介護の提供時間帯に同一の場所を使用して、短期集中予防サービス（通所型サービスC）の提供を行うことは可能であるが、この場合は、プログラムとサービス提供を行う人員を明確に区分して行うこと」が想定されている。

（参考：国Q & A 27.8.19版 第6の問8）

具体的には、「現行相当」については、現在の介護予防通所介護の一体的な提供と同じ考え方となる。

「基準緩和」及び「短期集中」の取扱いについては、通所介護（介護給付）の指定権者である岡山県に照会中の事項もあるため、回答があり次第、市ホームページでお知らせします。

津山市介護予防・日常生活支援総合事業についてのQ & A

1 サービス基準

問2

通所介護（介護給付）・介護予防通所サービス（現行相当）・生活援助型通所サービス（基準緩和）を、一体的にサービスを提供する場合、食堂及び機能訓練室の合計した面積はどのように確保すべきか？

答2

通所介護と介護予防通所サービスを一体的に行う場合については、現行と同様に「利用定員×3㎡以上」が必要。

これに加え、生活援助型通所サービスを一体的に行う場合については、食堂及び機能訓練室の合計した面積は、「事業所全体の利用定員×3㎡以上確保する必要」がある。（参考：国Q & A 27.8.19版 第6の問14）

「事業所全体の利用定員」とは上記の場合、通所介護と介護予防通所サービスの利用定員に、生活援助型通所サービスの利用定員を加えた人数となります。生活援助型通所サービスの利用定員については、指定申請時に事業所毎に定めていただくこととなります。

津山市介護予防・日常生活支援総合事業についてのQ & A

1 サービス基準

問3

生活援助型通所サービス（基準緩和）の人員配置基準のうち、介護職員について「専従1に必要数を加えた数」の必要数について、具体的に教えてほしい。

答3

介護職員の人員配置については、各事業所において定める利用定員や利用者の状況、各事業所の設備及び実際のサービス内容等を勘案し、安全かつ適切にサービスの提供が行えるよう、事業者の判断により必要数を配置してください。

なお、「専従1に必要数を加えた数」としていることから、仮に利用定員が1人であったとしても、専従1の介護職員は必要となります。

問4

短時間型の（介護予防）通所介護を午前午後で2単位行っている。総合事業に移行した場合、今までどおり要介護者、要支援者混在でのサービス提供が可能か？また、可能な場合の人員配置基準はどのようになるか？

答4

介護予防通所サービス（現行相当）としてサービス提供される場合は、基準上の考え方に変更ありません。

生活援助型通所サービスや自立支援型通所サービスとしてのサービス提供の場合には、基準等が変わってきますので、注意が必要です。答1を参照してください。

津山市介護予防・日常生活支援総合事業についてのQ & A

2 指定関係

問1

総合事業移行後に、他市町村の被保険者（住所地特例対象者でない者）を受け入れることは可能か？

答1

みなし指定を受けている場合、その有効期間中は全市町村に効力が及ぶため、指定等の手続きなく受け入れ可能である。

みなし指定の有効期間満了後、総合事業の事業所として更新を行う場合は、その効力は各市町村域に及ぶことになるため、他市町村（A市町村）の被保険者が利用している事業者は津山市に対して指定更新を行うとともに、A市町村の指定更新も必要となる。他市町村の指定に係る取扱いについては、それぞれの市町村に確認してください。

（参考：国Q & A 26.9.30版 第7の問8）

問2

他市町村の事業所において、津山市の被保険者（住所地特例対象者でない者）に対し、生活援助型通所サービスを提供することは可能か？

答2

津山市から生活援助型通所サービスの指定を受けることでサービス提供は可能である。

なお、生活援助型通所サービスについては、みなし指定の対象はないため、他市町村の事業所を含め当該事業を提供する事業所は必ず津山市の指定を受ける必要があります。

（参考：国Q & A 26.9.30版 第7の問4）

津山市介護予防・日常生活支援総合事業についてのQ & A

2 指定関係

問3

通所介護（介護給付）・介護予防通所サービス（現行相当）・生活援助型通所サービス（基準緩和）を一体的に行う場合、地域密着型通所介護への移行対象となる利用定員について、どのように考えるのか？

答3

生活援助型通所サービス（基準緩和）の利用定員に関わらず、通所介護と介護予防通所サービス（現行相当）の合計定員が18人以下であれば、地域密着型通所介護となる。（参考：国Q & A 27.8.19版 第6の問13）

3 その他

問1

介護サービスの提供に係る事故に対応するため、保険に加入しているが、総合事業も補償対象となるのか？

答1

それぞれの契約内容によると思われます。各事業者において、契約している保険会社等に確認してください。

津山市介護予防・日常生活支援総合事業についてのQ & A

3 その他

問2

総合事業の指定事業者に対する指導、監督はどのようになるのか？

答2

指定事業者に対して、指導は「介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（厚生労働省告示第196号）」に基づき、監査は「介護保険法第115条の45」の規定により実施することとなる。

また、指定事業者以外の事業者に対しては、上記指針に基づくほか、契約書又は補助要綱等に盛り込んだ上で実施する。
(参考：ガイドライン P.98 , 99)

『ガイドライン』 , 『国のQ & A』については、厚生労働省のホームページに掲載されています。

おわりに

今回ご説明した内容は、現時点での津山市の総合事業実施に係る内容です。

平成29年4月以降は、すべての市町村で総合事業に移行することとなりますが、それぞれの市町村において事業内容、指定等の手続きが異なります。

他市町村の被保険者にサービス提供している事業所や、他市町村の現行相当サービス以外のサービスを提供しようと検討されている場合、みなし指定を受けていない事業所などは、関係市町村に総合事業移行に係る手続き等について、確認しておく必要がありますので、ご注意ください。

また、本市の総合事業について、確定していない部分につきましては、確定次第、市ホームページ等によりお知らせしていきます。

ご清聴ありがとうございました